

みんながきみの応援団



交通遺児援護基金

小田原市社会福祉協議会では、
市民の皆様や企業・団体から寄せられた寄附金をもとに、
交通遺児等に対して激励金や支度金を支給しています。

2023年11月から対象が広がりました。

対象となる方は、小田原市内に居住し、交通事故(※1)により
保護者が死亡または重度の後遺障害(※2)を負った保護者等に
養育されている20歳未満のお子さんとその世帯となります。

※1 自動車事故のほか、列車・電車・船舶・航空機など、交通機関の
運行上の事故も含みます。

※2 身体障害者1級、身体障害者2級、精神障害者1級を取得の方

支度金、激励金などの金額や手続きについては、裏面を
ご覧ください。

社会福祉法人 小田原市社会福祉協議会

ご支援させていただく内容

(単位：円)

種類	要件（贈呈先）	贈呈時期	贈呈内容
見舞金	交通遺児世帯となった世帯 （遺児本人または遺児の保護者）	交通遺児世帯として 登録されたとき	100,000
支度金	遺児が小学校に入学するとき （遺児本人）	入学式が行われる前月	50,000
	遺児が中学校に入学するとき （遺児本人）		
	遺児が中学校を卒業するとき （遺児本人）	卒業式が行われる月	100,000
	遺児が高等学校を卒業するとき （遺児本人）		
激励金	満年齢が6歳に満たない遺児を扶養する世帯 （遺児の保護者）	その年度の3月	20,000
	遺児が次の各学年の課程を修了したとき 小学校1～5学年（遺児本人） 中学校1・2学年（遺児本人） 高等学校1・2学年（遺児本人）	各学年の課程を修了した月	20,000
祝い金	遺児が20歳を迎えたとき （遺児本人）	その年度の3月	100,000
支給品	小学校、中学校、高等学校などの在学者 （遺児本人）	その年度の3月	2万円相当の品物

※この金額は予定です。変更になる場合があります。

手続きの方法（登録）

小田原市社会福祉協議会所定の申請書に必要事項をご記入のうえ、ご登録いただきます。

申請には事故証明などが必要になります。

申請書は本協議会窓口で配布もしくは、郵送いたしますので、まずはお問い合わせください。

※申請された個人情報、本事業以外には使用しません。

お問い合わせ先

社会福祉法人 小田原市社会福祉協議会

〒250-0055

小田原市久野 115-2

おだわら総合医療福祉会館内

☎ 0465-35-4000

受付時間

土・日・祝日を除く

8:30～17:15



小田原市協イメージキャラクター
「夢・咲き福ちゃん」

